

社会福祉法人 平和福祉協会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人平和福祉協会（以下「法人」という。）の定款第8条及び定款第21条に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号掲げる用語の意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 定款第8条及び第21条に定めるとおり、常勤の理事に対してのみ報酬等を支給し、非常勤及び評議員に対して報酬等は支給しないものとする。またこの法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対して、報酬等は支給しない。

(費用の弁償)

第4条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、次表に基づき費用を弁償する。

| 役 職 | 1 回 あ た り |
|------------|-----------|
| 理事、監事及び評議員 | 3,000円 |

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって社会福祉法人第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年6月16日より実施する。
この改正は、令和4年4月1日から施行する。